

# 令和4年第2回伊仙町議会臨時会

第 1 日

令和4年3月30日



令和4年第2回伊仙町議会臨時会議事日程

令和4年3月30日（水曜日） 午前10時20分 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第23号 令和3年度伊仙町役場新庁舎新築工事（1期地盤改良工事）請負変更契約（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第24号 伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第25号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第26号 令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第27号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代君	2番	久保量君
3番	大河善市君	4番	杉山肇君
5番	牧本和英君	6番	佐田元君
7番	清平二君	8番	岡林剛也君
9番	上木千恵造君	10番	永田誠君
11番	福留達也君	12番	前徹志君
13番	樺山一君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君                      事務局指導主幹 春島弘明君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長補佐	森一途君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	福島隆也君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木博之君
水道課長補佐	前元広紀君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	大山惣二郎君	教委総務課長	上木正人君
社会教育課長	伊藤晋吾君	学校給食センター所長	義了君
健康増進課長	澤佐和子君	総務課長補佐	寶永英樹君

△開 会（開議） 午前10時20分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから令和4年第2回伊仙町議会臨時会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前 徹志議員）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、牧本和英議員、佐田 元議員、予備署名議員に清 平二議員、岡林剛也議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（前 徹志議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日3月30日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日3月30日の1日間と決定いたしました。

△ 日程第3 議案第23号 令和3年度伊仙町役場新庁舎新築工事（1期地盤改良工事）  
請負変更契約

○議長（前 徹志議員）

日程第3 議案第23号、令和3年度伊仙町役場新庁舎新築工事（1期地盤改良工事）請負変更契約についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

まず、これは、23号の提案理由の説明の前に前回、伊仙町議会で行政事務執行の適正化を求める決議書を頂きました。この伊仙町役場が60年ぶりに新しく建設されます。その事務執行におきまして、一括して全てを当初予算の中でやっていくべきものを何年かにかけてやるという中で、その予算書を増額補正という形でやったその額が4億4,000万ということであり、これは我々がもっと議会と、この内容について議論して理解をしていくことが不足していたと思っておりますので、その点に関しまして、このような決議書を頂きまして、この庁舎建設も本当に全職員危機感を持って、

あらゆる経験のなかったことでありますけれども、これに向かって全力で今後とも取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、提案理由の説明をいたします。

令和4年第2回伊仙町議会臨時会に提案いたしました議案第23号についての提案理由の説明をいたします。

議案第23号は、令和3年度伊仙町役場新庁舎新築工事（1期地盤改良工事）の請負契約に変更が生じたので、変更契約を締結いたしたく地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

**○議長（前 徹志議員）**

議案第23号について、補足説明があれば、これを許します。

**○総務課長（久保 等君）**

それでは、議案第23号について補足説明をいたします。

工事名、令和3年度伊仙町役場新庁舎新築工事（1期地盤改良工事）、工事場所、大島郡伊仙町伊仙地内、変更契約増額、394万8,000円、変更後契約額、7,918万8,000円、契約相手方、鹿児島県大島郡伊仙町目手久1741番地、株式会社南宝建設、代表取締役酒匂源宝であります。

**○議長（前 徹志議員）**

議案第23号について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○14番（美島盛秀議員）**

議案第23号、令和3年度伊仙町役場新庁舎新築工事（1期地盤改良工事）請負変更契約について質疑をいたします。

この契約議案は、12月議会で第1期工事の1回目の契約が議決されております。その中で、3月定例議会のときに、先ほど町長も話がありましたように、議会からそういう行政事務執行の適正化を求める議会からの発議を受けたわけでありましてけれども、その中で今回の394万8,000円の補正、合計で7,918万8,000円ということになるわけなんですけれども、この補正額、当初の令和2年度の当初の予算で18億2,323万1,000円の予算からも相当額増えて、4億7,276万だったか増額なったということを含めて、合計で22億6,345万3,000円と現在なっているわけなんですけれども、これにプラス394万8,000円増額されるという受け取り方でよろしいですか。

**○総務課長（久保 等君）**

ただいまの質問にお答えします。

内容については、今おっしゃられたとおりであります。既に入札をして請負額が決定しているものに対しての変更でございます。今後の見積り、もろもろその他工事の入札において執行残等も考えられますので、その分は考慮した形で進めていきたいと思っております。これが継続費となっておりますので、今後の工事の動向等にも影響するものと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

この394万8,000円プラス増額補正でありますけれども、今後、これからこれ以外にも4億4,211万3,000円の増額で、合計で22億6,434万4,000円の新築庁舎工事費になりますけれども、この以外にこれからも増える見込みがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

3月の定例会の中でもご説明いたしました、この地盤改良という目に見えない箇所のことについては、また今後も変更が生じる可能性があると考えています。

それと、工事については、市場単価もろもろが今、設計をした段階よりも今度の、今の時点でも高騰しているところありますので若干の上下はあると思うんですが、先ほども申しましたとおり、この工事について執行残等も出てくると考えられますので、その状況によっては上下するものと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

ですからね、私がこの請負、12月議会で言ったのは99.87%、物すごい高額の落札率です。これ、落札は入札者の権限がありますので100%でもいいでしょう。しかし、行財政改革、これを言っている町長の施政方針にもあります。こういうことを言っている以上は、こういう執行残を残して——大体県の指導は、95%内外というのが県や国の指導でもあります。そういうふうになれば、その執行残でこういうのを補えるわけなんです。全く、行財政、考えていない。行き当たりばったり、本当に行き当たりばったり。

そうしますと、これからも目に見えない部分だと言いますけれども、目に見えない予算がこれからどんどん増えていく、天井なしの予算と考えられるわけなんですけれども、そういうことでよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

先ほど目に見えない部分と言いましたのは、地盤改良等の地面に埋まっているもののボーリング調査で調査をしてあるんですが、それが6か所ボーリング調査をしました。全て地盤の状況を、その6か所のボーリング調査で想定をしての発注となったわけなんです、それ以外に地盤の途中に入っている固い地盤層といいますか、そういうものが出てきたことにより、同時に施工できるものが、空掘りをしないとイケないというところも増えてきたことによって、今回の増額変更という形になりましたので、次に計画されている地盤改良についても、それが全て計画どおりということにいかないだろうということで、地盤に埋まっているものの「目に見えないところ」という表現でございます。

ほかについては、それぞれ見積りを取ってございますので、これから大きく変わることはないものだろうという想定をしております。

○14番（美島盛秀議員）

財政計画を訴えている執行部、町長の施政方針等を見た限りでは、私には全くそういう今の説明

等は理解できません。

今、私が聞いている範囲内のことなんですけれども、あそこは地盤が固いと、岩盤に突き当たっていると。そうしますと、別に深く掘らなくても地質しなくてもいいはずで。固い。軟らかいから地盤を固めるためにやるわけである。そうしますと、地盤が固くて時間もかかる、いろいろ、工期も延長しなければならないんですけども、例えば、地盤が固かった、地質調査で分からなかった、それが固かってもこれ以上やらなくても、地盤が固いからいいんじゃないかということで、当初契約した予算の減額、予算の補正、こういうことも考えられたと思うんですけどもどうですか。

○総務課長（久保 等君）

先ほど申しました、途中で、固い岩、この厚みが50cmとか1mという層のところでありますので、その周りを掘削して、今15mとかその辺で改良を進めているわけなんです、その層の下にはまた軟らかい地盤が入っているというところで、その岩盤に当たったからといってこの支持層が得られるというものではないので、それ以上掘削を進める必要があるという判断でございます。

○14番（美島盛秀議員）

こういうことは我々全くの素人ですから、しかも執行部の皆さんも地面の中のことだから、それは、そういう地質調査をしたり、専門家の知識を得なければできないことは理解できます。そういうこと等含めて、我々議会にもっともっと新庁舎の問題は説明をする必要があったのではないかと。

コロナということで集会ができないとか、説明ができないとかいうことで、逃げ腰でやってきたとしか私は考えられません。文書やいろんな形で説明はできたはずで。ぜひこれからは、一つずつしっかりと説明ができるようにしていただきたいと思っておりますし、他の市町村ではこの新庁舎問題、本当に真剣に考えています。100年に一度の事業でありますし、また和泊町に行って視察したときには、くぎ一本でも地元業者を利用すると、そしてくいがどうなった、こうなった、議会に逐次、もう毎回毎回報告があったと、業者間の。それぐらい慎重に他町村はやっているんですよ。そして財政計画をしっかりとやっている、基金も積み立ててやっている。

20年もかかってきた大久保町長町政、こんなことで先ほど町長も自らも言いましたけども、この議会からの発議、このようなことを受ける、今後もっとしっかりと行財政改革にも取り組んでいただきたいと思っております。

終わります。

○議長（前 徹志議員）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（清 平二議員）

令和3年度伊仙町役場新庁舎新築工事（1期地盤改良工事）請負変更契約について質疑いたします。

この中で資料請求、先ほど議員の皆さんに回っていますけども、ちょっと、これの変更契約394



万8,000円、これの決済してあるかがみと、それから支出負担行為の資料を出していただきたいと思っております。できるでしょうか。議案書とこれの394万8,000円の指定、この支出負担行為の写しをみんなに配ってほしいと思っております、議案書と一緒に。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時40分

---

再開 午前10時55分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（清 平二議員）

今、支出負担行為を見ているんですけども、これは財務、町長まで受けている。会計管理者の決済は要らないんですか。予算執行するのに会計管理者まで指定しないと予算がどのぐらい残つるかちゅう証明ができない。会計管理者の許可なんか要らないんですか、これは。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今、清議員から伺い書と負担行為ということがありましたので、今、会計管理者に行く前にコピーしているもの、総務課に置いてあるものをコピーして皆さんのほうにお渡ししてございます。ですので、実際には会計に行っているのは会計が受付をしてということになっております。

○7番（清 平二議員）

やはり、こういうのも、やっぱり、会計管理者に見せてあるのをつづっておかないと、私から見たら、普通は会計に行っている、だからという答弁ですけども、やはりちゃんとそういうのは、会計に行っているのを文書として残しておくように。私から見たら、これは会計に行っているように見えないんですよ。

それはそれとして、去年の令和3年11月29日、建設工事請負金額7,524万円、南宝建設さんとしてあるわけですけども、このときの契約書、やはり私は、この契約書はあくまでも仮契約書だと思うんですよ。議会を議決してから本契約に交わすんですけども、これはもう、議会の議決なんか要らないでも本契約に変わっている、これでいいんですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今、清議員がおっしゃったのは、資料として建設工事請負契約書の11月29日に契約しているものを見ていると思うんですが、その中段7番、その他の欄に、「この契約は仮契約とし、発注者が議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとする」という文言がうたわれていますので、県のほうでもこのことを重視して仮契約という文言をこの契約書の上段に記載することは現在して

ございませんので、この7番の括弧1のこの文言を付してあるということで、議会の議決を得ないとこれが本契約として効力を生ずることはないですよということであります。

○7番（清 平二議員）

やはり、こういうかがみ、私たちにも分かるようにぜひしていただきたいと思います。

それと、当初の計画、令和3年11月29日、工期が令和4年3月11日までとなっています。そして、今回この契約書になされているのが3月22日となっています。3月11日から3月22日まではどうするんですか、これは。

当初の工期には令和4年3月11日までと、93日間とあるわけですよ。しかし、今回の契約書は、3月22日契約して4月11日までとなっていますけども、何でこの契約書を3月11日に作成しなかったのか。これでいいですか。

○総務課長（久保 等君）

ちょっと……、1回目の契約が3月11日までという契約の次に、2月28日に工期を4月11日までということで契約を交わしています。そのことをもって、今回金額の変更も交えて3月22日に最終の工期を4月25日までと定めて契約をしてございますので、空白の期間はないものだろうと判断しています。

○7番（清 平二議員）

この工事期間に空白はないという、私たちに配ったこの契約書の中に。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時03分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（清 平二議員）

分かりました。変更契約の工期の延長だけを2月28日にしてあるということですか。はい、分かりました。

この3月11日から4月11日までありますけども、この394万8,000円というのは、いつ、これで金額が変更になると分かったのはいつでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

この工事自体が、途中で、この計画の高さまで行かない。「高止まり」という表現をするんですが、それが50cmほど高止まりすること、それから空掘り、2つの施工を同時にして行う工事なんです。掘りながらセメントを注入するという想定をしているわけなんです。箇所によっては岩盤に当たるので、先行掘削といいまして、セメントを注入せずに空で掘る箇所が増えたわけなんです。

が、そういったもろもろの計算をできたのが3月22日に積算が出来上がって、変更になったという経緯でございます。

○7番（清 平二議員）

どうも、この負担行為とかこういうのを見て、何かしら私、質問をしていたら、私の聞き方が悪いのか見方が悪いのか分かりませんが、都合のいいようにしてあるような気がしているんですけども、こういうことがないようにしていただきたいと思います。

3月11日に分からなくて3月22日にこれが分かったということで、394万8,000円の追加が3月22日に分かったということみたいですけども、やはり、こういう掘削工事、こういうのをしていたら、その前には見積りが分からなかったということでもよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

先ほども申し上げているとおり、この工事、進まない想定。大体こういうところにこういう岩盤があるというのは全て分からないわけですので、この金額、工事の進捗率にも関係してきますので、この日に分かったということでございます。

○7番（清 平二議員）

3月11日から今日までの間に分かったということですけども、今やっている工事が4月11日まで工期があります。この間にまた増額予算が出る可能性があるのかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

質問にお答えします。

これまで80%ぐらいの進捗率になっているわけなんですけど、今、その固い地盤層に当たらずに大体1か所当たり、順調にいつて30分程度かかるものが、この空掘りをしないといけないという箇所は2時間超掘らなければならないというところもあったんですが、今後ボーリング調査、その辺のもろもろのことを想定すると、今後については、そういった岩盤に当たることはないものだろうと想定できますので、変更の増はないものと考えています。それで4月11日ぐらいには、この基礎工事は完了するものと考えております。

○7番（清 平二議員）

今、増額して契約出てきたわけですけども、これをやっぱりはっきり、今後11日のあれは、そういうことが出てきても業者さんのほうに、責任を持って完結をしてくださいと言ったことができるのかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今80%程度進んできて、ボーリング調査のことも勘案しますと、今後、想定外の岩盤が出るという可能性が低いので、この変更契約がこれから生じることはないと考えています。ですので、これで4月11日完了を迎えるということで、今進めているところでございます。

○7番（清 平二議員）

業者のほうにそういう具合に指導できるのかどうか。これは、何回もこうやってくると、また今日か、あと10日間でそういうのが出てくるかも分からない。6か所ぐらい想定をして予算を組んだのに、この、また、こういう具合に3月11日から3月22日の間にこう出てきた。また今日から4月11日までそういうのが出てきたら増額する可能性があると思いますけども、その辺のところは、またやるのかやらないのかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ですから、先ほど申しましたとおり、今回の変更で終了を迎える。4月11日とおっしゃっていますけど、この今回の変更契約については、一応余裕を持って4月25日までが完成期限としてございますが、それ以上遅れないように、4月11日程度で終わるようにその業者さんにも指導してございますので、これ以上の変更は生じないと考えております。

○議長（前 徹志議員）

清議員、まとめてください。

○7番（清 平二議員）

最初の契約が7,524万円とあります。それから、この継続費の資料の中に7,535万1,000円、契約金額が7,524万円、この差額についての説明をお願いします。

○総務課長（久保 等君）

先ほど美島議員の質問でもありましたが、この7,535万1,000円については既に入札をして契約をしている金額でございます。それで、今回、もろもろの空掘り、固い地層に当たってのこの空掘りが増えたということと、埋設されていた3面の水路が出てきたことに関連しまして、この変更の金額が算出されております。

それですので、今回394万8,000円が増額契約でございますので、この7,535万1,000円というところに、この394万8,000円が追加になるということでございます。

○議長（前 徹志議員）

清議員、まとめてください。

○7番（清 平二議員）

何かちょっと私に理解できないけども、この継続経費が3月9日の時点で出ていますけども、何か日付とこれがちょっと分かりませんが、こういうことはやっぱり分かるようにちゃんとして、時系列を並べてしていただきたいと思います。

何か、こう、質問をしていると、私たちが、これを、あら探しをしているような捉え方をしないように、私たちにちゃんと説明できるようにしていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの3月9日時点の契約額が記載されていますので、その後にその金額も確定してござい

ますので、その時点では契約金額が7,535万1,000円ということでございます。

○議長（前 徹志議員）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（大河善市議員）

今、清議員のものに対してちょっと補足で聞きたいんですが、継続費で、先ほど清議員もおっしゃっていましたが、7,535万1,000円と出ているんですが、契約書を見ると違うんですね。ただ、ここは契約書の金額じゃないですか、伺いますが。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時13分

---

再開 午前11時25分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

11月29日に契約した金額と、今、継続費にしようとして地盤改良工事7,535万1,000円という差額が発生してございますが、先ほど失礼いたしました、この7,535万1,000円については設計金額でございました。申し訳ございません。

○議長（前 徹志議員）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（上木千恵造議員）

議案第23号について質疑をいたします。

先ほど資料として頂いた契約書の中に、当初の予定が令和3年11月29日から令和4年3月31日、93日間となっています。それで、2月28日に4月11日までの31日間工期延期をしてありますけれども、私が見たところ、工事が始まったのは正月明けからだったような気がいたします。まさにその間、31日間ですが、ほとんど工事が手つかずの状態で急に2月28日に約1か月の工期延期をしていますけれども、この理由についてお伺いをいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

その第1回目の請負契約について、議会の議決が必要ということでありましたので——ちょっと確認をしますが、この議会の議決を得た日から、またこの工事の準備が始まるわけなんですけど、それと今地盤改良する機械等の搬入が若干遅れてございます。2月28日に4月11日まで変更になっていますが、この最初の想定の高掘りの範囲が倍以上に増えたことにより、それも影響してございま

すので、今回、この工期のほうも延長となっている次第でございます。

○9番（上木千恵造議員）

約一月、93日のうちの31日、約3分の1を工期延長なっていますよね。普通、工事で工期延長があっても最初からこんなに工期延長する工事を、私今まで経験上見たことはないんですけども、機械の搬入が遅れたという今当局の答弁がありました。機械の搬入も1月中旬ぐらいから入っていたような私の記憶もそういう感じです。

本当に遅れた理由、本当に機械の搬入が遅れたから遅れたのか、再度お伺いいたします。

○総務課長（久保 等君）

先ほど答弁しましたが、機械の搬入も計画より遅れたものと、先ほど、当初入ったところの地盤の空掘りという延長が倍以上に伸びたということで、この工事期間が必要になったという次第でございます。

○9番（上木千恵造議員）

じゃ、少し技術的なことをお伺いいたします。

今使っている掘削機ですか、何というんですか、ミキサー。あれは、当初、設計では何機で工事を始める予定だったのか、お伺いをいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

機械が最初何機で計画されたのかという質問でよろしいでしょうか。

○9番（上木千恵造議員）

はい。

○総務課長（久保 等君）

2機でございます。

○9番（上木千恵造議員）

今、総務課長がご答弁をしたふうに2機で設計されていると私も聞いています。しかし、工事始まった当初は1機でずっとしていました。そして1か月後ぐらいから、20日後ぐらいかな、2機に増えていました。恐らく工期が間に合わないということで、途中で設計どおり2機に変えて工事が始まったんじゃないかなと、それは私の推測でございます。

まあ、今後そういうこともありますので、町といたしまして業者のほうに設計どおりの施工をお願いしますということで、今後は進めていただきたいと思います。

それと、もう一点、工期が31日も延期になっています。この工期の延期について、議会に報告する必要があるのかなのか、お伺いをいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

2回目の2月28日に工期を4月11日まで延長にしてございますが、これは継続費の中でのことで

ありますので年度をまたがっておりますが、議会の議決事項に工期のことを、まあ、議会の議決を得られないといけないという事項がありませんので、今回、金額の変更について議会の議決が必要ということで、今回の契約について議案の提案をさせていただきます。

**○9番（上木千恵造議員）**

今、伊仙町の契約条例を見ますと報告の必要はないという具合に私も見ました。しかし、他の市町村、ほとんどの市町村においては、必ず次の議会に報告しなさいという条項があります。

今後、伊仙町として、このような条項を条例改正するという気持ちがあるのかなのか、お伺いをいたします。ほかの町村で、ほとんどの町村が、必ず議会に、大きい延長があった場合は、次回の議会に報告しなさいというふうになっているようです。特に、これ、どこの町村ですかね、30日以上の変更になる場合は、必ず次の議会に報告しなさいということになっているようです。

私の提案ですけれども、今後、この条例を改正して議会に必ず、議会の皆さんにも理解ができるように、次の議会で報告することはできないのか、お伺いをいたします。

**○総務課長（久保 等君）**

ただいまの質問にお答えします。

現条例についてはそのようになっていますが、当初、契約について議会の議決事項となっているものについて、この工期の延長であっても議会のほうに報告するのがよいと考えられますので、今後について、そのような形で取り組ませていただきたいと思います。

**○9番（上木千恵造議員）**

ぜひ、次の議会、6月議会あたりで条例改正の議案を出していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それと、再度確認します。先ほど美島議員の質問にもありましたけれども、今、補正7号で議決しました、あれ、継続費、継続費ですかね、今、20何億かな、22億6,434万4,000円、先ほどの答弁にもありましたけど、これが大幅に今後変わるということはないのか、再度お伺いたします。

**○総務課長（久保 等君）**

ただいまの質問にお答えします。

3月の定例会のほうでこちらの計上できてなかった、それを、想定し誤ったというところでありましたので、その分は皆さんに、町民の皆さんにもご迷惑をおかけして申し訳ないなということを考えています。

これを、今後大幅に変わるのかというところでは、その今の市場単価等も関係してきますので若干の上下はあると思うんですが、大幅な、これに変更することはないものと考えております。

**○9番（上木千恵造議員）**

分かりました。

他の書物を読んでみても、大幅というのは1割以内ぐらいということが載っています。1割以内ぐらいだったらいいんじゃないかと言われておりますけれども、軽微な変更ということで、認めら

れているようでございますので、なるべく今後、増額がないようにやっぱりそのあたり執行部の皆さんで、ぜひご検討いただいて、これ以上町民に負担がかからないような形で役場庁舎についても健全工事をやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○5番（牧本和英議員）

議案第23号について質疑いたします。

資料を頂いた中で、まず最初に工期が3月31日まで、それから2回目延長が4月11日、そして3回目4月25日までということですが、45日間延長なったわけですが、今後の工事に影響がないのかお伺いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この地盤改良、当初の契約が3月11日までということでしたので、今、進捗率が80%強をいってるとこなんですけど、本体工事についてはこの終了と同時に3月11日頃から入る予定で計画をしてございました。

この地盤改良の工事が遅れることにより、若干、全体のスケジュールに影響するというところで協議をして、今、終わっている、先に地盤改良をしたところ、工事を10日遅れで、今本体工事に入っているところです。この10日間を取り戻すために、また床掘り等の作業でありますけど、その分をちょっと強化をして、この遅れた分を取り返すように協議をしております。

○5番（牧本和英議員）

ぜひ、もう安全第一に、期限を守っていただくような進め方をさせていただいて、やっぱり予算が物すごい、当初と比べたら増額なってますので、予算内でもう収めるよう要望いたします。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第23号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号、令和3年度伊仙町役場新庁舎新築工事（1期地盤改良工事）請負変更契



約を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第23号、令和3年度伊仙町役場新庁舎新築工事（1期地盤改良工事）請負変更契約は、可決することに決定しました。

#### △ 日程第4 議案第24号 伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定

○議長（前 徹志議員）

日程第4、議案第24号、伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定を議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第24号は、伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項及び伊仙町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第24号について補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（橋口智旭君）

議案第24号、伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定について、補足説明をいたします。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、伊仙町堆肥センター、所在地、伊仙町大字古里字野須賀744の1。

指定管理者の名称及び所在地。名称、一般社団法人かいなどう、代表者、代表理事 宮永 誠、所在地、伊仙町目手久1689番地1。

指定期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となっております。

○議長（前 徹志議員）

これから議案第24号について、質疑を行います。

○6番（佐田 元議員）

議案第24号について、質疑いたします。

まず、この指定期間、これが令和4年4月1日から令和9年3月31日まで、5年間となっておりますが、以前はたしか10年だったと思いますが、何で5年間にしたのか、その理由をお願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在、継続してございます3月31日までの契約についてでございますが、こちら業務委託としまして10年間の契約となっております。契約当時に諸問題が発生し、現在の事業者に依頼したところ、10年間でなければ業務の受託ができないといった申合せ事項等もあったと伺っております。しかしながら、今回、指定管理者の指定ということで5年間としております。

他の施設、他の自治体の例をもちましても、指定管理につきまして5年間が適当な期間であると判断し、今回5年間として公募いたしましたところでございます。

**○6番（佐田 元議員）**

申合せで10年間ということのようですが、これ5年間で仮にこの方が指定管理者となった場合、5年間で、実際に運営がスムーズにいくのかという懸念もあるし、また5年後、また指定管理者の指定を再度しなければいけないということなど、いろいろな問題点が出てくるんじゃないかなという思いがしますが、そのところは大丈夫でしょうか。

**○経済課長（橋口智旭君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

本議案につきましては、5年間の指定となっております。

また、5年後になりますが、その際にも、現在のこの新たに指定管理に指定した者の認識、また技術の発展度合い、堆肥の製造具合等も確認したいと考えておりますので、5年後も公募は行う予定としております。

**○6番（佐田 元議員）**

3月議会で、この件に関して否決されたわけですが、タイヤショベルやらユンボやら、こういうあれは今後予算化して、予算に組み入れるとか、そういうことは考えてないですか。

**○経済課長（橋口智旭君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

ただいまの件につきまして、油圧ショベル、ホイールローダーの予算を令和4年当初予算のほうに計上いたしております。

しかしながら、補正第6号のほうで債務負担行為の否決を受けまして、3月議会でもお答えいたしましたとおり4月からのリースにつきましては予算凍結、リースの執行を行わないといった説明をしております。

しかしながら、今後、町の財産である堆肥センターの運営、運用として、真に正しい運営はどうかといったことをまた見極め、今後協議してまいりたいと考えております。

**○6番（佐田 元議員）**

3月議会でも質問とかあったと思いますが、やっぱり前管理者のほうには、そういうあれもなく、今回またよその会社で、指定管理者のほうにリース等やるということは、やっぱり不公平だという思いがしますので、そここのところはぜひ考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいま、前管理者のほうへそういった支援がなかったということですが、現在の委託管理者につきましても、当初2年間ほど油圧ショベル、ホイールローダーのリースを町で行っております。その際の費用といたしまして約70万円の24か月、約1,300万円を町のほうから2年間にわたって支出した経緯もございますので、今後の機械に整備につきましても、また見極めてまいりたいと考えております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○5番（牧本和英議員）

議案第24号について質疑いたします。

今の答弁の中で2年間、タイヤショベルとかユンボをリースした経緯があると言ってましたが、その2年間というのは、町がやったときじゃないですか。今やってる方々にはやってないと認識しておりますが。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この2年間といいますのは、現在の事業管理者が受託した後の話でございます。その後、リース費用等が町財政から支出できないといったことがありまして、現在の事業受託者の方が持ち込まれた経緯と伺っております。

○5番（牧本和英議員）

ちょっとかみ合わないんですが、自分が聞いた話によると、まず、前回は美島議員からありましたが、その前やった方々の指定期間の残りの2年間を、その機械を入れて役場と一緒にやってきた経緯、その後、自分なんかやるのであればこんな予算を費やして農家のためにならないということで、本人が購入しリース代がかからないようにした経緯を伺っておるんですが、それもどっちがあれなのか、もう別に追及する必要性はないんですが。

じゃあ、確認お願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時46分

---

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（橋口智旭君）

先ほどの牧本議員の質問にお答えいたします。

先ほどの発言といたしまして、現在の受託者と協議の中で当時の経緯を伺った中での発言でございました。協議の中で、私の認識に相違がありましたら申し訳ございませんでした。現在、当時の詳細な資料として、当時のリースに係る書類や平成24年以前の2年間の運営の記録等、課内を探している状況でございますが、書類等見当たらない状況でございます。

○5番（牧本和英議員）

私も、今やっている方にも確認をし、そういうことだということ連絡ももらっておりますし。また、この、何といいますかね、堆肥センター、募集、再度したんですが、前は除斥があったりしたんですが、今回はそういうのはないんでしょうか。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時03分

---

再開 午後 1時04分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（橋口智旭君）

先ほどの質問にお答えいたします。

今回の選定に至って、そういったことはないと認識しております。

○5番（牧本和英議員）

分かりました。

そして、再度公募したわけですが、何社来られたのかをお聞きいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

3月議会での否決を受けまして、募集要項の一部を修正し、3月9日に再度公募を開始いたしております。その中で、公募があったのが1事業者となっております。

○5番（牧本和英議員）

1件だと私も聞いておりましたが。

3月8日に議会で否決され、3月9日に再度すぐ出したということ、次、2件あったうちの1件には説明と、そしてまた今後の対応とかそういう話合いとかなされたのかどうか、そしてまた、否決された翌日に公募されるということは、もうその事業者は受け入れないものとみなされるような気がするんですが、そういったところはどうなってるんですかね。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

翌日の3月9日に再度公募を始めた経緯といたしましては、3月31日をもって委託業務が終了、

4月1日より運営を継続しなければならないといったことがありましたので、早急に公募をかけた次第でございます。

また、公募をかける際にも、第1回目の申込みのあった2社に対しまして、また公募をかける旨、お伝えしております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○1番（井上和代議員）

1番、井上です。

議案第24号、伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定について質疑を行いたいと思います。

前回のほうで、リース等が外されてるということなんですけれども、大体費用というのは、これから堆肥センターのほう行うとして、大体どれぐらいの費用がかかるのでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

事業者が導入する機械の型式、仕様等にもよりますが、当初予算においてリース料が計上していました予算につきましては、過疎計画のほうで5か年の計画をいたしております、約3,000万円程度の予算を見込んでおりました。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。

大体3,000万円ということなんですけれども、このリースのほうが今回はありませんよという形でお話をして、それでも公募をして来られたという形ではよろしいでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今回の指定管理者について少しだけお話をさせていただきますが、本人さんも3月の議会をウェブ上で見ていたということで、リースは見込めないということは承知の上の公募だと認識しております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。

そうすると、今お話があったように、まあ、リース、まあ、自分たちが持っている機材というか機械等も重機等も使いながらという形ではあるかと思うんですけれども、それでも手出しとして幾らかは出るかと思うんですけれども、そういった形で費用がかかると、それでも応募してきたということなんですけれども、今、かいなどうさんですか、一般社団法人かいなどうさんという形で、代表理事が宮永さんという形になっておりますけれども、構成というか、どういう方々がそちらのほうに入っているか教えていただけますでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

詳細につきましては、本事業者のプライベートな部分であるためお答えはいたしかねますが、畜産業を中心に営んでいる方々の6名の集合体でございます。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。

6名の方ということですのでけれども、ちょっと私のほうが聞いたのが西部、中部、東部という形で分かれているというお話を聞いたんですけれども、そういった形にはなっているのでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

井上議員のおっしゃるとおり、理事を東部、中部、西部、2名ずつ配置し、円滑な堆肥の散布、回収等に努めるよう事業計画書のほうに記載いただいております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。

そうしましたら、伊仙町の中の西部、中部、東部のほうで2名ずつの配置のほうで、その部分をいろんな形でフォローしながら、自分たちがやると、経済的な部分も自分たちが持つというような形で集まった形のこの一般法人かいなどうさんということの認識でよろしいでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

井上議員のおっしゃるとおりでございます。その中において、南西糖業から排出されるバガス等につきましても、東部、中部、西部、計画を立て散布する計画としているところでございます。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。

今、6人の方のお名前はないんですけれども、多分畜産業とかいろんな農業関係のことをやられている方だとは思えますけれども、その人たちがどういう意志というか、どういうフォローがこれからの農業に対して要望というか、希望を持っているというような形の意志表示というか、そういったものを持ってらっしゃるのかお伺いしたいと思うんですけれども。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちら、公募の際に出てきた計画書の中身でございますので、詳細についてはお答えいたしかねますが、一部について紹介いたします。

やはり、現在話題となるといいますか、取り組まなければならないSDGsに準じた循環型農業への取組ですとか、畜産農家に対するバガス配付、また堆肥の回収のスムーズな進行などがうたわれております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。

今、堆肥の回収というお話があったと思うんですけども、今、その6人のほうがそういう畜産関係をされてる方も何人かいて、1頭や2頭ということではなく、かなりの頭数を持っている方も何人かいらっしゃると思うんですけども、そういう人たちが自分たちのほうの堆肥を使うという形で、こういう堆肥センターのほうにやろうかという形で出てきたのか、またそれ以外に何かこういうふうにしたからということを持ってやっているのかお伺いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

自己の営農する牛舎の堆肥の活用はもちろんでございますが、小規模農家の堆肥の回収についても力を入れていくということで伺っております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。

今、いろんなお話を伺った中で西部、中部、東部という形で分かれてて、そして費用のほうも自分たちで持ちながら、その人たちがやるという形で、そして小規模農家のほうのフォローもしていきたいという形で、お話をさせていただいているんですけども、こういった作業、これ、6人だけですという形になっているのでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

理事が6名ということで記載ございますが、その他に2名の常時雇用も計画しているということで伺っております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。

そしたら、その2名のほうが、まあ、常時作業というか、仕事のほうはしながら、そちらのほうの6人の理事のほうも、西部、中部、東部のほうのいろんなフォローしながら、そちらのほうもやっていくという形で行われるというような形でよろしいでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

井上議員のおっしゃるとおりでございます。

その中で、8人でやはり協力して事業を推進していくということで伺っておりますし、また、今後、このかいなどうの活動に賛同する農家等がいた場合は、新たな参入も快く引き受けるといったことで伺っております。

○議長（前 徹志議員）

井上議員、まとめて。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。

じゃあ、まとめますね。

若い方たちがいろんな意志を持って、そして自分の地域のほうも、フォローしながらというか、そういったところもありながらということで、今、全体のこの伊仙町のほうの農家のほうの、地力というんですか、土地の、土の力というのが大分弱くなっているという意識をすごく持っているんですけども、その中で、以前までの前任者のほうの実績というのはかなり大きな部分があるかと思うんですね。で、その、前回までの業者さんのほうが頑張ってきたと、ということ、誰もが認めているところだとは思いますが、で、それに上回るような実績を上げていかなければいけない、またそれに同等の形の力をつけていかなければいけないというような形で、かなりハードルは高いかと思うんですね。そういったものを持ちつつ、この若い方を町のほうでも応援していったらというふうに私は思いながら、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はございませんか。

○3番（大河善市議員）

3番です。ちょっと聞きたいんですが、今回の募集で、今広域連合の議員もしてるんで、生ごみを堆肥化する、今度の募集された方はそういうのも、今回の募集要項に計画しているのかどうか聞きたいです。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

生ごみを活用した堆肥化につきましては、事業計画書のほうには記載ございます。

○3番（大河善市議員）

現在町長も進めていますし、私も思うんですが、生ごみをやっぱ抑えて、出す量抑えて堆肥化とかなするためには、やっぱこの堆肥センターを活用した、ぜひ日置方式の、町長も、日置の市長さんが来て、協定式もなさっていますので、この方式を取り入れて生ごみの堆肥化もできるような、今すぐじゃなくてですね、そういう対策もぜひお願いをして、質問を終わりたいと思います。

○町長（大久保明君）

2、3年前、日置市とは包括連携協定を結びまして、生ごみの堆肥化という形で日置方式を進めていく計画はしております。その間、この町内において段ボールによるコンポストがということと、最近ではきゅらまち観光課のほうでコンポストを町民の方々に今買っていて、そのことでの、今、状況を判断している状況であります。その効果等を見ながら、日置市との契約をしたとおり、今職員を1人専任して日置市から2回ほど伊仙町に来てやったその計画、これは何名かの方で視察も行っておりますので、それを今後は同時に堆肥化ということを進めていきたいと思うし、それが日置市では今、約8割以上の家庭が生ごみの堆肥化に参加しております。これは、毎日回収するということでもありますので、今のコンポスト化は、それをまたどれだけの生ごみが堆肥化できるかということ、今、広域連合のほうでもそのことを示唆しておりますので、そして焼却炉を、量を減



らしていくというふうになっておりますので、このことを今これから包括連携協定した中で進めてまいりたいと思いますので、そのことと堆肥センターのつながりというものは、連携して協力してやっていくということは非常に効果的であるとは考えています。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○14番（美島盛秀議員）

議案第24号、伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定について質疑をいたします。

何人か質疑がありまして、関連するところもあります。

この堆肥というのは、やはり時間をかけて熟成をして、そして民間に、畑に利用してもらおうと。熟成堆肥じゃないと、私はいけないと思うんです。それで最初のころ、今現在委託を受けてる最初のころは、熟成がされなくて非常に問題が多かったと思います。私も文句言ったことがあります。あなたのところの堆肥を入れると、雑草の種がばらまくぐらいの堆肥でしかないよと、言ったこともあります。

そういうこと等を乗り越えて、やっと10年間で軌道に乗せて、県の優秀商品として売り出せるようになったと、それで軌道にも乗ってきて運営ができたという話等も聞いております。その中で、新しく4月1日から指定管理が替わって、経験のないようなそういう人が委託を受けてやれば、恐らくまた何年か、熟成堆肥を作るためには時間がかかるだろうと考えます。

それで、私も既存の今の委託業者さんの状況をずっと見ています。非常に、今のある製品は個人のものだということで、全部今整理をしていると。そうしますと、また一から新たな製品を作るため、堆肥を作るために、熟成をさせなければいけない。そうすると今年の春植えまでは今の堆肥で補助金を受けて、私も30万円分堆肥を入れました。確かに去年も入れました。確かにサトウキビのでもいいです。そういう関係で、非常に堆肥というのは大事だなという思いをしてよかったと思っております。ところが、こうしてまた委託管理者が替わるとなれば、一からまたやり直し、そうすれば1年かかるか2年かかるか分からない。そうしますと、夏植え推進にこの堆肥は使えないと、私は思う。半年ぐらい、3か月ぐらいの熟成では、また、まあ、半熟と言いましょうか草種をまき散らすようなもんで利用者もいないだろう、こう考えます。

そういうこと等を考えて、私はやっぱりこういう委託、大事なものは継続してやったほうがいいなあという思いで今でもいますけれども。

夏植えのそういう農家への還元等、補助金を出してやる、春でその補助金が少なくて、注文はあるけど補助金がなくて、もう3万円は出し切れん、取らない人が多かった、私も再度お願いをしたけども、もうお金がないということだったんですけども。この夏植え推進、そしてまた来年の春植え推進、これにも十分間に合うような熟成堆肥、そういうものでしょうか、現在と変わらないような堆肥ができるのかどうか、そしてそれに増して、今までに増して補助金を増額をして、農家の農業所得向上、生産向上に努力できるのかどうかお尋ねをいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

堆肥散布事業といたしまして、完熟堆肥の製造、またより良質な堆肥の散布、こちらが非常に重要になるところでございます。

今回、公募がありました一般社団法人かいなどう、こちらにも事業計画書の中において、様々な研究等行っておりまして、従来の製造方法に加えまして、菌床、菌体の投入など、様々な計画を立てております。その中で夏植え支援に対する堆肥散布事業には、製造は間に合うものだと認識しております。

また、今後、従来ですと春植え推進等でも補助金を活用し、堆肥散布事業を行ってきたわけですが、本事業の大元の交付金が甘味資源作物を守るための交付金となっております。この交付金自体が奄美群島、種子島に対するサトウキビの費用に対する助成割合が年々低くなっております。といいますのも、県本土のサツマイモの基腐病の対策も同じ交付金を用いまして事業対策を取られていることもございますので、今後、国庫補助金の減額等も見込まれる中でございますが、予算の可能な限り堆肥散布、また別の推進等につきましても尽力してまいりたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

夏植え等に影響はないという考えのようでありますけれども、あと僅か3か月で、もう夏植えはまた始まりますよね。熟成堆肥というのは、私は1年以上かかると思うんですよ。切り返しをして水をかけたり、乾燥させたり、そういう研修など、職員として経済課として理解をしてそういう委託をやったのか、あるいはまた残っている材料、運び切れなかったり、外に出さなければならない整理がつかなかったようなことも、今後いろいろ課題があると思う。そういうようなこと等含めて、既存の業者、あるいは今回の新しい、まあ、これからどうなるか分かりませんが、執行部との円満な解決はできてるんでしょうか、お尋ねいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

堆肥の製造に関しまして、先ほど申し上げましたとおり、1年かかるような堆肥でございますが、様々な菌床や菌体を投入することにより、発酵速度を速め良質の堆肥を製造することは現在の技術では可能となっております。

また、現在の受託者との協議につきましても、一昨日、一度協議を行っておりますが、今後、本議会終了後にまた連絡を取り、引継ぎ等もございまして協議してまいりたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

大事なことでありますけれども、この委託契約書あたりを結ぶに当たって、ほとんど経済課の職員並びに自分たちで作成をしたというような話等も聞いております。

それと、今、化学肥料も相当高騰しております。私もつい最近、化学肥料を購入しましたがけれども。相当、高騰してます。化学肥料が高騰してくれば、やはりこの堆肥センターというのは、より一層大事になってくると私は考えます。地力増強のために。

そういうあたり、経済課として化学肥料あるいは除草剂等、農家が最小限必要とするそういう単価と値上がりしたということ等、調査したりやっておりますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、基本協定書の締結についてでございますが、経済課の中で作成したと伺ったということでございますが、こちら内部の人間でしか知らないことだと考えておりますので。もちろん我々が様々な自治体の契約、様々な施設の契約等を参考に参酌し、作成いたしております。

また、化成肥料等の値上がりについてでございますが、経済連からの情報共有により、現在知り得ているところでございます。その点に関しましても、何らかの支援対策が打てないか、また国庫事業等を価格補填等の関係で探しているところでございます。

○議長（前 徹志議員）

美島議員、まとめてもらえますか。

○14番（美島盛秀議員）

私は、やはり農家の生まれでありまして、農業がこの伊仙町のあるいは徳之島の主幹作物だと、サトウキビ、バイレイショ、畜産等含めて、果樹園芸もそう、農業が活性化すれば、必ず伊仙町は活性化する。町長も農業振興には力を入れるということを言ってます。農業所得50億目指して、毎年目指して頑張っているということを言っています。そう言いながら、なかなかこういう大事なことに、いろんな課題を残してしまうと。一体何を信じて、何をこう目標にして伊仙町は頑張ればいいのか、農家の皆さんは頑張ればいいのか。私は、今一番困っているのは農家だと思っています。そういうことを考えながら、やはり執行部の皆さん、特に経済課は農家の大事な相談役、アドバイス役でありますので、今後こういうことをしっかりと農家の皆さんの声を聞き、農家の人たちにしっかりと説明できる経済課の職員、役場の職員になっていただきたいと、余分かもしれませんが、余分かもしれないけれどもお願いして終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○8番（岡林剛也議員）

議案第24号について質疑をいたします。

先般、補正予算（第6号）がリース料もろもろの件で否決されまして、当初予算においてのっておりますこの予算もとりあえず予算執行停止というか、行わないという、先ほどの経済課長の答弁でしたが、今後また協議をしていく必要があるというようなニュアンスのことも言っておりました。ということは、また、忘れたところに、ほとぼりが冷めたところにひょっこりこのリース料が出てこないとも限らない、ひいては、また新しい指定管理者が、資金がどれぐらいあるかちょっと分からないんですけども、足りないんで指定管理料を払ってくれということも言い出しかねないと思っております。

この2点について、町長、どうですか、リース料また、ほとぼりが冷めたところに予算を上げてくるとか、指定管理料を支払うことになるかもしれないというようなことについて、どうお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（前 徹志議員）

橋口経済課長。「町長って」と呼ぶ者あり。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

リース料につきましては、凍結し6月補正のほうで減額する予定といたしております。

また、指定管理料の件につきましては、先般、少し打合せを行った中で、そういったものの支払いは認めないということでお話をさせていただいております。

またその中で、指定管理料等をする際に当たっては、また物件の貸出料等も発生するおそれもございしますので、そういった点も含めてお話しさせていただきます。

○8番（岡林剛也議員）

じゃ、そのリース料について、6月議会で一旦取り下げて、また出るということはあるのかないのかお伺いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしました、町の財産である堆肥センターの運営、運用として真に正しい運営はどうか、こういったものを見極める必要があると考えておりますので、今後協議してまいりたいと考えております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第24号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号、伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第24号、伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定は可決することに決定しました。

△ 日程第5 議案第25号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（前 徹志議員）

日程第5 議案第25号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第25号は、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第25号について、補足説明があれば、これを許します。

○くらし支援課長補佐（森 一途君）

議案第25号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

改正の趣旨といたしましては、市町村が行う国民健康保険税の負荷額に関する基準等について保険税負担の公平性の確保及び中低所得者保険料負担の軽減を図る観点から、負荷軽減額を、限度額を見直します。また、令和3年6月、国の、全世代対応型社会保障改革法関連法が成立公布され、従来の軽減措置に加え、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から令和4年4月から子供の均等割保険料を、国と地方の公費負担により、5割軽減することとなりました。

未就学児に係る均等割保険料負担軽減が主な内容です。国の税制改正に伴い、伊仙町国民健康保険法施行令の一部を改正するものであります。

予算書の1ページをお開きください。主な改正点についてご説明いたします。

2行目の第2条第2項書中63万円を65万円に改める。同条第3項、ただし、書中19万円を20万円に改める。

飛びまして、2項の（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額、次に上げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額とする。

ア、前項第1号アに規定する金額を減額した世帯は3,750円、イ、前項第2号アに規定する金額を減額した世帯に対しては5,000円、ウ、前項第3号アに規定する金額を減額した世帯1万円、エ、アからウまでに掲げる世帯以外の世帯1万2,500円。

（2）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額については、次に掲げる、2ページ目をお願いします。世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定

める額とする。

ア、前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯1,200円、イ、前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯2,000円、ウ、前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯3,200円、エ、アからウまでに掲げる世帯以外の世帯は、4,000円となっております。

以下の文章については、次の通り改正点として改正をしております。

附則として、「この条例は、令和4年4月1日から施行する。」となっております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、議案第25号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第25号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第25号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第6 議案第26号 令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）

○議長（前 徹志議員）

日程第6 議案第26号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第26号は、令和3年度伊仙町一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第26号について補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条既定の歳入歳出予算の総額91億2,265万9,000円に歳入歳出それぞれ81万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を91億2,247万3,000円とするものであります。

予算書4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書により、まず歳入についてご説明いたしますが、6ページに歳入内容を記載してございますので、こちらをご参照ください。

9款地方特別交付金、補正前の額272万1,000円に83万5,000円を増額し、355万6,000円とするものであります。

新型コロナウイルス感染症対策地方税収補填特別交付金の追加によるものであります。この決定通知日は令和4年3月24日であります。

10款地方交付税、補正前の額35億2,742万5,000円に4,225万4,000円を増額し、35億6,967万9,000円とするものであります。特別交付税の額の確定による増額であります。額の決定通知日は、令和4年3月18日であります。

14款国庫支出金、補正前の額14億7,764万3,000円に35万6,000円を増額し、14億7,799万9,000円とするものであります。国民健康保険基盤安定負担金の国庫分の増額によるものであります。

15款県支出金補正前の額7億6,496万8,000円に25万3,000円を増額し、7億6,522万1,000円とするものであります。国民健康保険基盤安定負担金の県負担分の増額によるものであります。

18款繰入金補正前の額2億3,612万3,000円から4,288万4,000円を減額し、1億9,323万9,000円とするものであります。地方交付税等の額の増額確定に伴う財政調整基金繰入金の減額であります。

歳入合計91億2,165万9,000円に81万4,000円を増額し、91億2,247万3,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたしますが、7ページに歳出内容を記載してございますので、そちらをご参照ください。

3款民生費補正前の額18億9,921万6,000円に81万4,000円を増額し、19億3万円とするものであります。国民健康保険基盤安定繰出金の増額によるものであります。

8款土木費については、金額の増減はございません。需用費から報償費へ9,000円の組替えを行うものであります。

歳出合計、補正前の額91億2,165万9,000円に81万4,000円を増額し、91億2,247万3,000円とするものであります。

次に、予算書3ページをご参照ください。

地方自治法第213号第1項の規定により、繰越費として使用できる経費として第2条繰越明許費補正についてご説明いたします。

1、追加分としまして10款教育費2項小学校費、事業名、学校建築費1,510万8,000円、これは喜念小学校の設計委託の繰越しによるものでございます。

2、変更分としまして、3款民生費1項社会福祉、事業名、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業、補正前の額7,600万円に1,200万円を増額し、8,800万円の繰越額とするものであります。

以上、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）について補足説明をいたしました。ご審議賜り承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第26号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第26号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第26号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決することに決定しました。

#### △ 日程第7 議案第27号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（前 徹志議員）

日程第7 議案第27号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第27号は、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。



ご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第27号について補足説明があれば、これを許します。

○くらし支援課長補佐（森 一途君）

議案第27号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額を、補正前の9億8,422万9,000円から81万4,000円増額とし、歳入歳出予算の総額を9億8,504万3,000円とするものです。

5ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

10款繰入金1項1目一般会計繰入金負担額確定通知に基づき、1節保険税軽減分が10万円の増額、2節保険者支援分が71万4,000円の増額、計81万4,000円の増額としております。

続きまして6ページ、歳出について説明いたします。

7款基金積立金1項1目準備基金積立金、歳入で説明した繰入金額を基金積立金として計上するものでございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第27号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。

これから、議案第27号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第27号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和4年第2回伊仙町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 1時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 前 徹 志

伊仙町議会議員 牧 本 和 英

伊仙町議会議員 佐 田 元